

○総務省告示第二百二十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M G S P S	設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M G S P S
設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M I O T		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
無線 改正の〔 〕の記載は対応しない。			